# 〈別表〉全国障害者スポーツ大会競技・種目

1. 陸上競技

<sup>&</sup>lt;u>X 1</u>

<sup>4×100</sup>mリレーは男女混合とする。 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。 × 2

体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)。 ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

全国大会を希望する選手は下記の競技に両方に申し込むことができない。

複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。 × 4

<sup>【</sup>注】競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障害区分8を除き、ソフトボール投げ とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部 △男女混合・年齢区分なし

				②男女別・年齢区分別 〇男女)	ו י ניל	며,			7 11)	ムカ			上断した	1/4 0
					自自	由形	背流	ìぎ	平流	ìぎ	バタこ	フライ		
													*	メ※
			区										4	V4
			厶	障害区分	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	× リ5 レ0	×   リ5   レ m
			1	手部切断	0	0	•	0	•	0	•	0		
			2	片前腕切断または、片上肢不完全	0	0	•	ō	•	Ö	•	Ō		
			3	片上腕切断または、片上肢完全	0	0	•	ō	•	0	•	0		
		上肢		両前腕切断または、両上肢不完全	0	0	•	ō	•	0	•	Ō		
			5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	0	0	•	0	•	0	•	0		
			6	片下腿切断または、片下肢不完全	0	0	•	0	•	0	•	0		
			7	片大腿切断または、片下肢完全	0	0	•	ŏ	•	ō	•	Ō		
	1	下肢	8	両下腿切断または、両下肢不完全	0	0	•	ō	•	ō	•	0		
		""	9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	0	0	•	0	•	0	0			
肢		上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	0	0	•	0	•	0	0			
体不自			11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	0	0	•	0	•	0	0			
由		体幹	12	体幹	0	0	•	0	•	0	•	0		
		以脳す外原	13	第7頸髄まで残存	0	0	0		0					
	2		14	第8頸髄まで残存	0	0	•	0	•	0	•	0		
	4	常で性   用車麻	15	下肢麻痺で座位バランスなし	0	0	•	0	•	0	•	0		
		い痺	16	下肢麻痺で座位バランスあり	0	0	•	0	•	0	•	0		
		患性	17	四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	0	0	0		0					
	3	患、 脳外に 脳性麻痺、 脳原性・	18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	0	0	•	0	•	0	•	0		
		傷 等 強 第 血	1000020000-C0000	片側障害で片上肢機能全廃	0	0	•	0	•	0	0			
		で血で		その他の片側障害で走不能	0	0	•	0	•	0	•	0		
		疾	21	その他走可能	0	0	•	0	•	0	•	0		
	4		100000000000000000000000000000000000000	浮具使用	0	0	0		0					
			23	視力0から光覚弁まで	0	0	•	0	•	0	•	0	<u> </u>	
視覚障害24視力手動弁からO. O3までまたは、 視野5度以内25その他の視覚障害		24	視野 5 度以内	0	0	•	0	•	0	•	0			
		0	0	•	0	•	0	•	0					
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・ そしゃく機能障害 26 聴覚障害		聴覚障害	0	0	•	0	•	0	•	0				
	的障			知的障害	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ	Δ
精	神障		28	精神障害(オープン参加)	0	0	0	0	0	0	0	0		

リレー、メドレーリレーは男女混合とする。 障害区分のスタートは、水中スタートをしなくてはならない。

### 3. アーチェリー

◎男女別、年齡区分別 ●男女別

			八平日		ーブ	コンパウント	
		区分番号	障害区分	50m - 30m	30m • 30m	50m • 30m	30m - 30m
	脳原性麻痺以外で	1	第8頸髄まで残存	0	0	•	•
	車いす常用	2	その他の車いす	0	0		
		3	上肢障害	0	0		
	切断・機能障害	4	下肢障害(いす・車いす使用を含む)	0	0		
肢体不自由		5	体幹	0	0		
	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管 疾患、脳外傷等)	6	脳原性麻痺	0	0	•	•
聴覚・平衡をおきます。	機能障害、 ・そしゃく機能障害	7	聴覚障害	0	0		
内部障害		8	ぼうこう又は直腸機能障害	0	0	<u> </u>	

<sup>※ 「</sup>第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

### 4. 卓球

◎男女別、年齢区分別

					が、中国につか
		区分番号	障害区分	卓球	STT
	L 叶/辛宁	1	片上肢障害	0	
	上放陴 <del>吉</del> 	2	両上肢障害		
		3	片下腿切断または、片下肢不完全	0	
1	<b>大吐陪宝</b>	4	片大腿切断または、両下腿切断	0	
	│ ト放障者 │ │	5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	0	
	体幹	6	体幹	0	
	脳原性麻痺以外	7	第8頸髄まで残存	0	
2	で車いす常用、	8	座位バランスなし	0	
		9	その他の車いす	0	
	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳 血管疾患、脳外	10	車いす使用	0	
		11	杖または、松葉杖使用	0	
3		12	上肢に不随意運動あり	0	
		13	上肢に不随意運動なし	0	
	1920 11 7	14	片側障害	0	
視覚障害		15	視力0から0.03までまたは、 視野5度以内		0
		16	その他の視覚障害	0	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語 機能障害、そしゃく機能障害		17	聴覚障害	0	
		18	知的障害	0	
精神障害			精神障害(オープン参加)	0	
	3	2 脳原性麻痺以外で東いす常用、使用 脳原性麻痺 N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	上肢障害 1   1 2   下肢障害 3   本幹 6   な幹 6   2 脳原性麻痺以外で車いず常用、優用   0 10   10 11   10 12   13 14   15 16   後能障害、音声・言語としゃく機能障害 17	上肢障害 1 片上肢障害   1 下肢障害 3 片下腿切断または、片下肢不完全   4 片大腿切断または、両下腿切断   5 片下腿および片大腿切断 両大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全   体幹 6 体幹   2 随原性麻痺以外で車いす常用、使用 7 第8頸髄まで残存   8 座位バランスなし 9 その他の車いす   10 車いす使用 11 杖または、松葉杖使用   12 上肢に不随意運動あり 12 上肢に不随意運動あり   13 上肢に不随意運動なし 14 片側障害   15 視力のからのの3までまたは、視野5度以内 16 その他の視覚障害   2 機能障害、音声・言語としゃく機能障害 17 聴覚障害   18 知的障害 19 精神障害(オープン参加)	上肢障害

<sup>※ 「</sup>第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

### 5. フライングディスク

◎区分なし ●男女別

	アキュ	ラシー	ディスタンス		
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位	
肢体不自由					
視覚障害					
聴覚障害					
知的障害	©	0	•		
内部障害					
(ぼうこう又は直腸機能障害)					
精神障害 (オープン参加)					

#### 6. ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

# 7. ボッチャ

# ◎男女区別・年齢区分なし

			区分	区		スタイル
			分番号	<b>牌古 亿</b> 刀	立位	座位
	I	切断・機能障害	1	多肢切断・両下肢完全で立位	0	
			2	第6頚髄まで残存		0
	П	脳性麻痺以外で車いす 常用・使用	3	第7頚髄まで残存		0
n_			4	第8頚髄まで残存		0
肢体			5	多肢切断		0
不自由		脳性麻痺(脳性麻痺、脳 血管疾患、脳外傷等)	6	四肢麻痺で車いす常用		0
曲			7	けって移動		0
	Ⅲ		8	片上下肢で車いす常用、また は使用		0
			9	その他走行不能	0	
	IV		10	電動車いす		0
	V	その他	11	オープン(県大会のみ)	0	0

<sup>※</sup>座位で競技する選手(区分2~8および10)の選手で移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者にて、選手1名につき1名アシスタントを認める。

# 障害区分の解説

# 全国障害者スポーツ大会競技規則の解説より抜粋 (第3章 障害区分)

- 1 この競技規則は、大会のために制定されたものであり、肢体不自由者の場合、主として身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障害に合った区分を選択するようにしている。したがって、 運動機能の障害程度から区分される国際競技団体の「クラス分け」とは大きく異なる。
- 2 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能 的な視野に立った用語を多く使用している。
- 3 障害が重複している場合には、選択した1つ障害区分ですべての競技に参加しなければならない。
- 4 肢体不自由者の障害区分
- (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障害として区分する(7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢として区分する)。
- (2) 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3 肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない(左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する)。
- (3) 指及び手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- (5) 関節離断は、上位の部位の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
- (6) 完全とは、上肢や下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)全てに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- (7) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位(上腕)の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
- (8)「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
- (9) 切断または機能障害の競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
- (11) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
- (12) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない運動のことである。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず、早歩きできるものを対象とする。
- 5 視覚障害の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動 弁は0、指数弁は視力0.01とする。また、矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、 視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。
- 6 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。

# 〈参考〉障害区分の解説

#### ■肢体不自由1

	1.1. 1 1		T	障害区分名	解説
					丹年
			}	y (-1	
					手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
			切断	71—1110	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者 
			23141	両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
	İ	上肢		両上腕	両上腕の切断者
		工,1)人		片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
				片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			機能障害	片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
			俄肥悍舌	両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
				両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
切	ı		切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
断				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
				両下腿	両側の下腿の切断者
機	立位			而大腿 一	両側の大腿の切断者
能障				片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
害		下肢		片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
				片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
		:	機能障害	モエサスタム	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、
				両下肢不完全	両側にそれぞれある者
				両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
			Lam blan	片上肢•片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者
		. —	切断	多肢切断	三肢以上の切断者
		上下肢	166 AF 8# c	片上肢不完全および片下肢不気	片上肢不完全及び片下肢不完全の者
			機能障害	片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者
		体幹		体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者
				これのははかの機能廃棄だれ	(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)【注1】

<sup>【</sup>注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない

#### ■肢体不自由2

11人	イント	日田乙				
		脳原性麻痺以外	第6頚髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者 (肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)		
	陸		第7頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 (肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物が握れない)		
	上競技		第8頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)		
			座位バランスなし	【注2】		
脊			座位バランスあり			
髄損			その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車椅子使用者 (例:両下肢切断のため車椅子を使用している者)		
傷等		脊髄損傷等(脊髄 損傷や脊髄腫瘍等 脊髄疾患、ポリオ、		肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 (肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物が握れない)		
	水泳	ギランバレーなどの 疾患により対麻痺 や四肢麻痺相当で ある場合はこの区	第8頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く 開いたり閉じたりできない)		
	<i>"</i> "	分になる。切断や 奇形、脳性麻痺に	座位バランスなし	【注2】		
		よる場合はそれぞれの該当区分の適応になる)	座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】		

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車椅子使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

# ■肢体不自由3

■股	体小目田3			
			四肢麻痺で車椅子使用	四肢に著しい可動域制限や麻痺などの障害がある者で 両上肢駆動による車椅子使用者
		車椅子	けって移動	・両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車椅子を駆動させる者
	7+ 1 ±±++		上下肢で車椅子使用	日常動作において片側の上肢と下肢で車椅子を操作する者
脳	陸上競技		上肢で車椅子使用	上肢による車椅子使用者【注4】
原			その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
性麻		立位	上肢に不随意運動を伴う走可	目的動作に障害の出る上肢協調運動障害があるが、 走ることが可能な者
痺			その他走可能	【注5】
(脳			四肢麻痺(車椅子常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺などの障害がある者で 上肢駆動による車椅子使用者
性麻			上肢に著しい不随意運動を 伴う走不能	意図的な動作に障害があるなどの上肢の協調運動障害があり、 走ることが不可能な者
痺、			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺などの障害がある者(車椅子 や杖、松葉杖などを使用していることが多い)
脳血	水泳		上肢に軽度の不随意運動を 伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
管			片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者
疾患			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが 不可能な者
脳			その他	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害 で走可能な者等、上記区分に該当しない者
外		車椅子	車椅子使用	車椅子を使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
傷			杖·松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
等	± ++		上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
	卓球	立位	上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺などの障害があるが、 杖や松葉杖等を使用して競技をしない者
			電動車椅子常用(陸上)	四肢体幹機能障害等により日常的に電動車椅子を使用している。
	その他		浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹障害を持つもの(筋ジストロフィーなど)で、 浮具を使用する者

【注4】軽度な上肢の麻痺があっても車椅子駆動が可能な場合はこの区分に該当する 【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する。

#### ■視覚障害

■忧見呼音		
	視力Oから光覚弁まで	
視覚障害	視力手動弁から0.03まで 視野5度以内	【注7】
	その他の視覚障害	

【注6】視力は、両眼の和でなく、矯正後の良い方の目の視力で判定する。

# ■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
--------------------------------------	------	-------

#### ■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない

#### ■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	・ぼうこう機能障害者は含まない

#### ■精神障害

- 10 I I I T   P		
精神障害	精神障害	区分しない